

行政手続法についてのこれまでの経緯

昭和37年2月～昭和39年9月 臨時行政調査会（第一次臨調）

- ・総理府の審議会（会長：佐藤喜一郎三井銀行会長）
- ・行政手続法の制定のための専門的な調査会の設置を提言（昭和39年9月）

昭和55年9月～昭和58年11月 行政手続法研究会（第一次）（資料4-1）

- ・行政管理事務次官の懇談会（座長：雄川一郎成蹊大学教授）
- ・処分手続、命令制定手続、行政指導手続等について要綱案を提示（昭和58年11月）

昭和56年3月～昭和58年3月 臨時行政調査会（第二次臨調）

- ・総理府の審議会（会長：土光敏夫経済団体連合会名誉会長）
- ・行政手続法制定のための調査審議機関の設置を提言（昭和58年3月）

昭和60年6月～平成元年10月 行政手続法研究会（第二次）（資料4-2）

- ・行政管理局長の懇談会（座長：塩野宏東京大学教授）
- ・処分手続、行政指導手続について要綱案を提示。残された検討課題として命令制定手続等を指摘（平成元年10月）

昭和62年4月～平成2年4月 臨時行政改革推進審議会（第二次行革審）

- ・総理府の審議会（会長：大槻文平日本経営者団体連盟名誉会長）
- ・処分手続に関し、法制の整備に向けて、調査研究機関の設置を提言（平成2年4月）

平成2年10月～平成5年10月 臨時行政改革推進審議会（第三次行革審）（資料4-3）

- ・総理府の審議会（会長：鈴木永二日本経営者団体連盟会長）
- ・公正・透明な行政手続部会（部会長：角田禮次郎前最高裁判所判事）（平成3年1月～平成3年11月）
- ・申請に対する処分、不利益処分、行政指導について要綱案を取りまとめ。更に検討が必要な手続として行政立法手続等を指摘（平成3年12月）

平成5年11月 行政手続法案成立

- ・法案提出（平成5年5月）、施行（平成6年10月）

平成11年3月 「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（パブリック・コメント手続）閣議決定

平成15年12月 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第三次答申」

- ・「行政立法手続等を含めた行政手続法の見直しを行うべき」「パブリック・コメント手続の法制化についても検討を行うべき」と指摘

平成16年3月 「規制改革・民間開放推進3か年計画」閣議決定（資料4-4）

- ・上記の総合規制改革会議第三次答申の内容を盛り込む。

平成16年4月 行政手続法検討会開催

- ・総務大臣の懇談会